

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十四年 七月二十七日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十四年六月一日から同年六月三十日まで執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県監査委員	小 川 恒 雄
岐阜県監査委員	森 正 弘
岐阜県監査委員	鷗 飼 誠
岐阜県監査委員	石 井 直 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	本課検討事項	
総 務 部	1	0	1	0	1	0
総 合 企 画 部						
環 境 生 活 部						
健 康 福 祉 部	8	3	4	12	3	9
商 工 労 働 部	1	0	0	0	0	0

農 政 部	4	0	1	2	0	2	0
林 政 部	2	1	1	4	2	2	0
県 土 整 備 部	2	0	1	2	0	2	0
都 市 建 築 部	1	0	0	0	0	0	0
さぶ清流国体推進局							
振 興 局							
教 育 委 員 会	19	3	5	8	3	5	0
警 察 本 部	2	0	1	1	0	1	0
そ の 他							
合 計	40	7	14	30	8	22	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。
「 」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、21機関において、8件の指摘事項及び22件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成24年6月15日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
職員研修所	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を財産収入とすべきところ諸収入としていたため、今後は適正に処理されたい。

2 健康福祉部 (8 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
希望が丘学園	平成24年6月7日	中央子ども相談センター	平成24年6月15日
西瀬子ども相談センター	平成24年6月15日	中瀬子ども相談センター	平成24年6月15日
東瀬子ども相談センター	平成24年6月15日	飛騨子ども相談センター	平成24年6月15日
女性相談センター	平成24年6月15日	わかあゆ学園	平成24年6月8日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中央子ども相談センター	指摘事項	旅費の支出事務において、宿泊を伴う交通実費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件2,200円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 負担金の納入遅延に係る延滞金の算定方法を取ったことにより、1件100円が過大に調定されていた。 2 負担金の未納者について、費用負担金滞納状況一覧表及び滞納整理記録簿が作成されていないも

	<p>のがあった。</p> <p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>センター</p> <p>に収支等命令書へ立替金を請求すべきところ、27日後に請求していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>												
<p>西瀬子ども相談センター</p>	<p>指導事項</p> <p>児童福祉費負担金の収入事務において、負担金の納入遅延に係る延滞金の算定方法を誤ったことにより、1件300円を過少に測定していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札・契約情報の公表が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>女性相談センター</p> <p>指導事項</p> <p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>わかあゆ学園</p> <p>指導事項</p> <p>公務中に車両を損傷させた2件のき損事故について、修繕料83,832円が支払われていたため、職員のみ損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>												
<p>中瀬子ども相談センター</p>	<p>指導事項</p> <p>雇員に係る賃金の支出事務において、出役票に記載する出役時間の確認が十分でなかったことにより1件3,500円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>3 商工労働部 (1機関)</p> <table border="1" data-bbox="858 1167 957 1610"> <tr> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> </tr> <tr> <td>計量検定所</td> <td>平成24年6月14日</td> </tr> </table>	実施機関名	実施年月日	計量検定所	平成24年6月14日								
実施機関名	実施年月日													
計量検定所	平成24年6月14日													
<p>東瀬子ども相談センター</p>	<p>指導事項</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、週休日に指定した日の勤務に対し時間外勤務手当を支給しなかったことにより、1件3,017円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p> <p>4 農政部 (4機関)</p> <table border="1" data-bbox="491 1167 636 2051"> <tr> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> <td>実施機関名</td> <td>実施年月日</td> </tr> <tr> <td>揖斐農林事務所</td> <td>平成24年6月8日</td> <td>郡上農林事務所</td> <td>平成24年6月12日</td> </tr> <tr> <td>可茂農林事務所</td> <td>平成24年6月18日</td> <td>国際園芸アカデミー</td> <td>平成24年6月13日</td> </tr> </table>	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	揖斐農林事務所	平成24年6月8日	郡上農林事務所	平成24年6月12日	可茂農林事務所	平成24年6月18日	国際園芸アカデミー	平成24年6月13日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日											
揖斐農林事務所	平成24年6月8日	郡上農林事務所	平成24年6月12日											
可茂農林事務所	平成24年6月18日	国際園芸アカデミー	平成24年6月13日											
<p>飛騨子ども相談</p>	<p>指導事項</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金34,688円及び修繕料29,632円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>次のとおり指導する事項があつた。</p> <table border="1" data-bbox="159 1167 357 2051"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐農林事務所</td> <td>指導事項</td> <td>路網整備加速化事業費補助金の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の提出について、補助事業が完了し</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	区 分	内 容	揖斐農林事務所	指導事項	路網整備加速化事業費補助金の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の提出について、補助事業が完了し						
機 関 名	区 分	内 容												
揖斐農林事務所	指導事項	路網整備加速化事業費補助金の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の提出について、補助事業が完了し												
	<p>指導事項</p> <p>立替金の取扱事務において、用務終了後5日以内</p>													

指導事項	たときに提出されるべきところ、1件の補助事業であるにもかかわらず補助対象の4路線の事業がそれぞれ完了した時点で分割して提出されたものを受理していた。 2 補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限は補助事業完了の日から起算して20日を経過した日までと規定されているところ、期限までの提出及び受理がなされていなかった。 時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより2件9,035円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
------	--

5 林政部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
森林研究所	平成24年6月12日	森林文化アカデミー	平成24年6月12日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
森林研究所	指導事項	自家用電気工作物の保安管理業務の委託契約において、随意契約を締結するに当たり必要とされる「随意契約をすることができるときに該当することの説明書」が事前決裁時に作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
森林文化アカデミー	指導事項	旅費の支出事務において、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件820円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 雇員に係る賃金の支出事務において、出役票に監査者の確認がされないまま支払が行われているものがあったので、今後は適正に処理されたい。

指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金98,000円及び修繕料105,278円が支払われていたことで、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
------	--

6 県土整備部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都上土木事務所	平成24年6月11日	長良川上流河川開発工事事務所	平成24年6月11日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
都上土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料56,700円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金131,503円が支払われていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

7 都市建築部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東部広域水道事務所	平成24年6月15日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 教育委員会 (19機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	平成24年6月14日	西濃教育事務所	平成24年6月14日
美濃教育事務所	平成24年6月14日	可茂教育事務所	平成24年6月14日
東濃教育事務所	平成24年6月14日	飛騨教育事務所	平成24年6月14日
池田高等学校	平成24年6月8日	大垣東高等学校	平成24年6月14日
大垣桜高等学校	平成24年6月14日	不破高等学校	平成24年6月14日
関有知高等学校	平成24年6月13日	岐阜豊学校	平成24年6月7日
長良特別支援学校	平成24年6月7日	岐阜希望が丘特別支援学校	平成24年6月7日
岐阜本巣特別支援学校	平成24年6月7日	郡上特別支援学校	平成24年6月11日
関特別支援学校	平成24年6月13日	中濃特別支援学校	平成24年6月13日
可茂特別支援学校	平成24年6月13日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
東濃教育事務所	指摘事項	<p>雇員に係る賃金の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 賃金 4件28,000円の支払が最大約6か月遅延していた。 出役票に監督者の確認がなされないうまま支払が行われているものがあつた。
池田高等学校	指摘事項	<p>現金取扱事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は管理体制に万全を期し、適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 高等学校入学金の現金取扱事務において、会計員から出納員へ速やかに現金が引き継がれなかつた。

大垣桜高等学校	指導事項	<p>たことにより、現金受領日当日に行うべき1件5,650円の金融機関への現金払込が18日遅延するとともに、現金出納簿への現金受入日の記載を誤って現金払出日と同日としているものがあつた。この他、同様の現金出納簿への記載誤りが2件認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公衆電話 (ドンク電話) 使用料の現金取扱事務において、現金出納簿に現金受払いの記載がなされていないものがあつた。
不破高等学校	指導事項	<p>電力デマンド監視業務委託契約の検査事務において、前金払に係る履行確認済みの記載等がなかつたので、今後は適正に処理されたい。</p>
関有知高等学校	指導事項	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
岐阜希望が丘特別支援学校	指導事項	<p>LPガス購入に係る単価契約事務において、徴した見積単価が予定単価を上回っているにもかかわらず、再度見積等必要な事務処理を行うことなく契約を締結し、当該単価に基づき支払が行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
岐阜本巣特別支援学校	指導事項	<p>特別支援教育就学奨励費負担金等の支給事務において、自家用自動車による交通費算定方法を誤ったことにより、32件5,004円が支払不足となつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
関特別支援学校	指導事項	<p>物品管理事務において、現在利用していないにもかかわらず、遊休物品の登録をしていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
		<p>物品の現物実査実施要領に基づく平成23年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現物と物品一覧表等との突合ができないう場合、実査担当者から出納員に対し現物実査報告書によりその内容を報告すべきところ、行われていなかつた。

た。
この結果、物品の所在場所について物品一覧表との不具合があったにもかかわらず、出納員から所屬長に対し不具合なしと報告されていた。
2 備品購入費の支出済額と物品の受入金額との総額チェックが行われていなかった。

9 警察本部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
垂井警察署	平成24年6月14日	加茂警察署	平成24年6月18日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
垂井警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金138,369円及び修繕料2,415円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるべし。

平成二十四年七月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社